

平成27年度一般会計・特別会計当初予算	2～3
住宅取得・解体・耐震事業	6～7
園・学校だより	8～9
サークル紹介コーナー	20



5 2015
No.353

4月10日 ひまわりこども園入園式 (これカラークラブ 山回節子さん提供)

TOWN information 町の人口と世帯数

総人口：7,679人 (-18) 男：3,557人 (-16) 女：4,122人 (-2) 世帯数：3,191 (+6)
※平成27年4月1日 (対前月比)

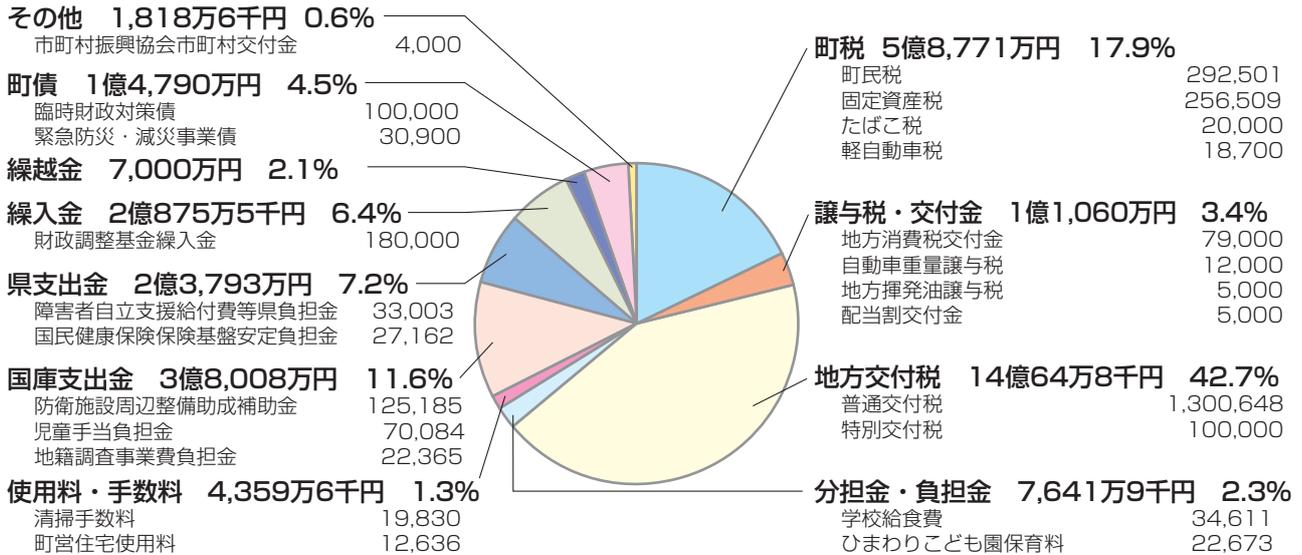
32億8,182万4千円

本年度の一般会計当初予算の総額は32億8,182万4千円であり、前年度より1億1,497万4千円（3.4%）の減少となりました。なお、本年度当初予算は町長選挙を控えている段階で予算編成を行ったことから、政策的経費など一部の予算を計上していない予算（骨格予算）となっています。

歳入

歳入全体に占める割合が最も大きいのは地方交付税であり、14億64万8千円と全体の42.7%を占めています。また、町税は、5億8,771万円と全体の17.9%を占めており、地方交付税と合わせた金額は歳入全体の約60%であることから、この2つの財源は町にとっての主要財源だといえます。その他、防衛施設周辺整備や児童手当の財源などを含んでいる国庫支出金が11.6%、社会保障関係経費の財源などを含んでいる県支出金が6.6%、円滑に行政運営を進めるために各種基金から取り崩す繰入金が6.4%となっています。

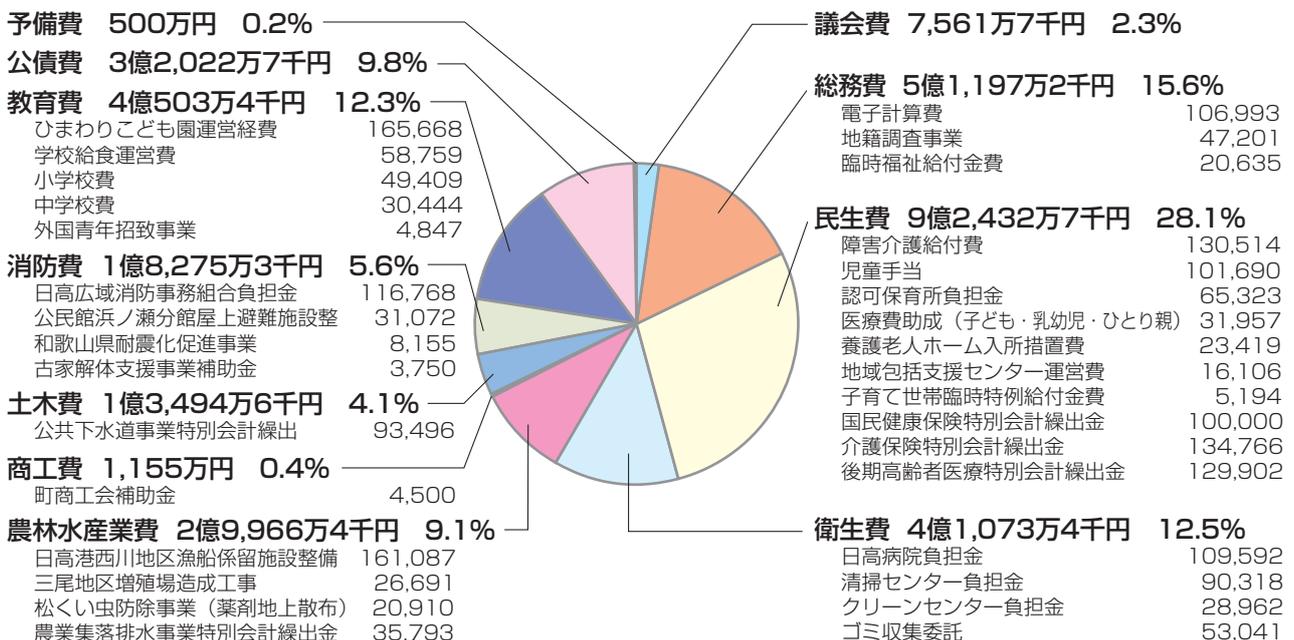
単位：千円、%（構成比）



歳出

歳出全体に占める割合が最も大きいのは民生費であり、9億2,432万7千円と全体の28.1%を占めています。民生費は児童手当や社会保障関係経費に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の運営などに伴う、それぞれの特別会計への繰出に要する経費で構成されています。民生費に次いで歳出全体に占める割合が大きいのは総務費であり、役場庁舎の維持管理費や地籍調査事業に要する経費などで構成されています。なお、昨年度に引き続き実施される臨時福祉給付金に要する経費も総務費の中に含まれています。

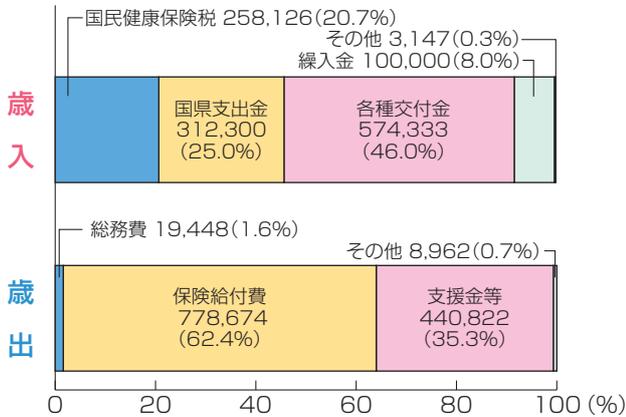
単位：千円、%（構成比）



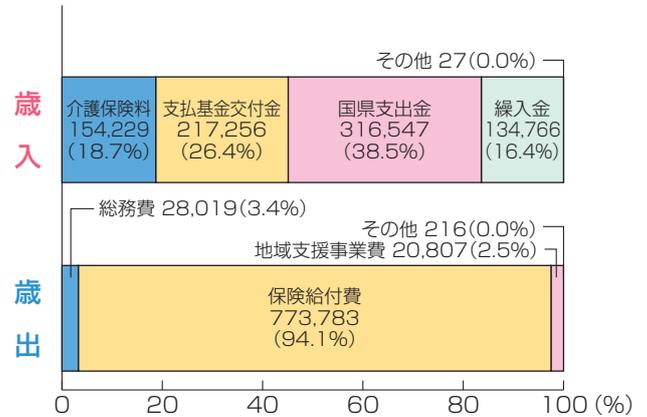
平成27年度特別会計当初予算

単位：千円、%（構成比）

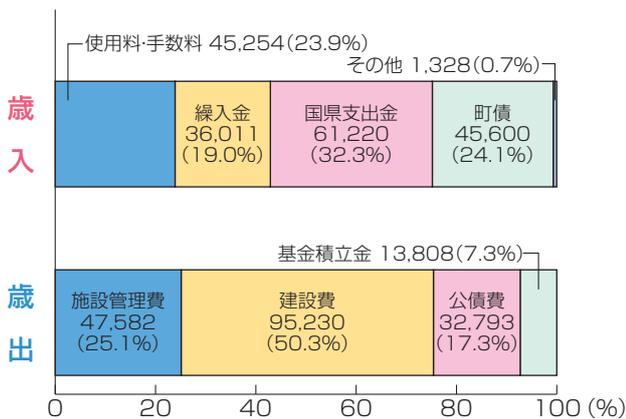
国民健康保険特別会計 12億4,790万6千円



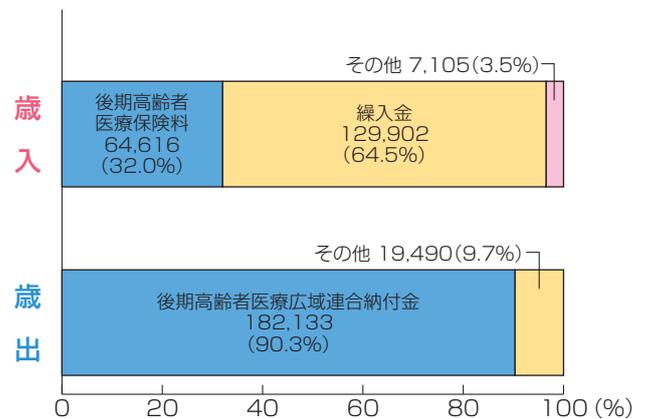
介護保険特別会計 8億2,282万5千円



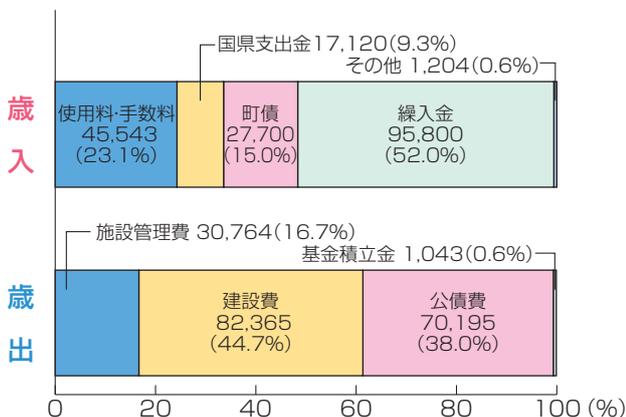
農業集落排水事業特別会計 1億8,941万3千円



後期高齢者医療特別会計 2億162万3千円



公共下水道事業特別会計 1億8,436万7千円



水道事業会計

収益的収入		収益的支出	
営業収益	129,330	営業費用	122,103
営業外収益	16,156	営業外費用	14,345
		その他	550
合計	145,486	合計	136,998
資本的収入		資本的支出	
企業債	0	建設改良費	24,400
出資金・負担金	0	企業債償還金	29,416
分担金・補償金	11,540	負担金	0
合計	11,540	合計	53,816



新規採用職員を紹介します



橋本 麻由
住民課

初めまして。美浜町の皆様と笑顔が溢れる町にしたいです。



阪本 純子
税務課

素敵な町名の職員になれて心から嬉しです。皆様のお役に立てるよう頑張ります。



小池 真奈未
ひまわりこども園

子どもたちが毎日楽しく過ごせるように、元気いっぱい頑張ります。



大森 崇史
産業建設課

美浜町の職員の人としてみなさんのお役に立てるように頑張っています。

宇戸 大起
住民課

信頼される美浜町職員目指して頑張ります。よろしくお願ひします。



かわぶち 直也
健康推進課

皆様と共に笑顔溢れる町にしたいです。健康第一、よろしくお願ひします。



村上 大介
福祉保険課

感謝の心、主体性の心、創意工夫の心を大切に取組みます



介護保険料が改定されました

介護保険制度では3年毎に制度と保険料が見直しされることになっています。

下記の金額は平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料で、基準となる第5段階では月額5,820円、それまでの保険料に比べ、月額100円のアップとなります。

全国的な介護サービス量の増加に伴い、必要なサービスを確保するための見直しで、和歌山県の平均では、月額5,900円程度になっています。

4月、6月の支払い額は前年度の保険料を参考にしていきますので、実際に新しい保険料で計算されるのは8月以降となります。

また、今回の制度改正で保険料段階が細分化されたため、段階が変更になった方は、8月以降の年金天引き額などが高くなる場合もありますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、第1段階については、負担軽減の措置がありますので、保険料が下がる予定になっています。

第5期 保険料段階	第6期 保険料段階	第6期保険料	
		年額	月額
第1・2段階	第1段階	34,920円	2,910円
	第2段階	52,320円	4,360円
第3段階	第3段階	52,320円	4,360円
	第4段階	62,760円	5,230円
第5段階	第5段階	69,840円	5,820円
第6段階	第6段階	83,760円	6,980円
	第7段階	90,720円	7,560円
第7段階	第8段階	104,760円	8,730円
	第9段階	118,680円	9,890円

区分	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	0.50
	世帯全員が町民税非課税の者で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	
第2段階	世帯全員が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75
	世帯全員が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超の方	
第3段階	課税世帯で本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	0.83
	課税世帯で本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超の方	
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	1.25
	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以下の方	1.00
	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円超190万円未満の方	
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50
	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	

区分	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	0.50
	世帯全員が町民税非課税の者で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75
	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超の方	
第3段階	課税世帯で本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	0.90
	課税世帯で本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超の方	
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以下の方	1.20
	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円超190万円未満の方	
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50
	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	

問い合わせ先 健康推進課 TEL 23-4905

浄化槽設置整備事業費補助金申請について

生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、生活排水と、し尿を合わせて処理をする合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。

募集期間 5月11日～8月20日
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 （土・日・祝日除く）
募集予定基数 5基（予定基数以上になった時は、抽選を行う場合があります）

補助金額

既存家屋の改修の場合		
人	槽	限度額
	5人槽	762,000円
	6人～7人槽	968,000円
	8人～50人槽	1,300,000円

新築家屋の場合		
人	槽	限度額
	5人槽	682,000円
	6人～7人槽	888,000円
	8人～50人槽	1,220,000円

応募条件

- ・平成28年3月31日までに設置される方（浄化槽を埋設するときは、機種および人槽を確認するために町の立ち会いが必要となります）
- ・美浜町に住民登録をされている方、または浄化槽設置後速やかに住民登録をされる方
- ・本人が来庁できる方（委任状での受付はできません）
- ※以下のいずれかに該当する場合は応募できません
- ・建築基準法第6条第1項に基づく確認、または浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する方
- ・補助事業の期間内に浄化槽を設置できない方
- ・販売または賃貸の目的で浄化槽付住宅（共同住宅を含む）を建設する方
- ・住宅を借りている方で、賃貸人の了承が得られない方
- ・店舗付住宅などは、住宅部分の延べ面積が2分の1未満の場合
- ・町税を滞納している方
- ・浜ノ瀬・新浜・吉原・田井畑・本の脇地区の公共下水道事業認可区域または、和田・上田井・入山地区で農業集落排水事業の受益地区に浄化槽を設置する方



浄化槽は維持管理が大切です！



■ 浄化槽を使用しているみなさんへ

浄化槽が故障していたり、適切な処理が行われていないと、近所の方々だけでなく、河川や生活環境の汚染にもつながります。

定期的に「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を行い、適正な管理に努めましょう。

浄化槽の保守点検

浄化槽の管理者は、浄化槽の機能が正しく働き、放流水が基準内で流れるよう、定期的に保守点検を行うことが法律で義務づけられています。

保守点検は県知事の登録を受けた専門の業者に委託しましょう。



浄化槽の清掃

浄化槽を一定期間使用していると、汚泥やスラムとよばれる浮遊している汚泥がたまり、放っておくと浄化する能力が低下してしまいますので、少なくとも1年に1回浄化槽の清掃をすることが法律で義務づけられています。

清掃は町の許可業者において実施しましょう。

法定検査（水質検査）

浄化槽の管理者は毎年1回、水質に関する検査を受けることが法律で義務づけられています。

法定検査については県水質保全センター（Tel 073-432-6433）に申し込みしてください。

■ 「保守点検」と「法定検査」の違い

保守点検とは、浄化槽の機能が正常に保持されるよう浄化槽の点検、調整、修理をするもので、槽の種類によって回数は異なりますが、数ヶ月に1回以上定期的に点検をするものです。

人間に置き換えれば、日常の健康管理にあたります。

また「法定検査」とは、浄化槽の機能が正常に働き、放流される水の水質が基準を満たしているかを分析するもので、毎年1回定期的に検査するものです。

人間に置き換えれば、健康診断にあたります。

このように「保守点検」と「法定検査」は目的、作業内容もちがいが、別の観点から行われているものであるため、保守点検を受けていても法定検査を受ける必要があります。

問い合わせ先 上下水道課 TEL 23-4954

住宅に関する各種補助事業をお知らせします



マイホーム取得支援事業

	交付条件（新築）	交付条件（中古）
対象者 ・ 条件	建築基準法第6条の規定に基づき確認済証の交付を受けた、または同法第15条の規定に基づき建築工事の届け出をし、平成28年3月31日までに取得した住宅	平成28年3月31日までに耐震基準を満たした住宅を取得した場合
	店舗併用住宅にあつては住宅部分の床面積が70㎡以上	
	申請者の名義を含む所有権保存登記が完了した住宅	
	取得した住宅に居住する全員が住民登録並びに定住する世帯	
交付額	予算の範囲内で1申請当たり120万円（上限）	予算の範囲内で購入時の固定資産税の家屋評価額×10%（上限100万円）
	予算の範囲を超えた場合は、交付申請額から交付率を算出し公平に交付(千円単位)	

申請は随時受け付けています。
詳しくは、防災企画課まで問い合わせしてください。



古家解体支援事業

	交付条件（地方創生型）	交付条件（町単独事業、空き家対策）
対象者 ・ 条件	申請者が住宅を新築するために、その土地にある昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断を申し込んだ結果、耐震不足と診断され、当該年度の3月31日までに解体した住宅に対して費用の一部を助成	申請者が昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断を申し込んだ結果、耐震不足と診断され、当該年度の3月31日までに解体した住宅に対して費用の一部を助成
	解体後、当該住宅が滅失したことを証明すること（閉鎖登記等）	
	住宅を新築することを証明すること（確認済証、工事の届出書など）	申請者の住民登録先や在住先は問わない
	取得した住宅に居住する全員が住民登録並びに定住することを確約する世帯	
交付額	町税等の滞納がない世帯	
	予算の範囲内で床面積1㎡当たり5千円を助成。 1申請当たり上限75万円（床面積150㎡） 予算の範囲を超えた場合は、交付申請額から交付率を算出し公平に交付（千円単位）	

申請は随時受け付けています。
詳しくは、防災企画課まで問い合わせしてください。

住宅耐震診断・耐震補強設計・耐震改修事業

耐震診断事業



<木造>

費用

無料

募集戸数

15戸（1人につき1戸まで）

対象（以下の要件を全て満たす住宅）

- ・町内に存する民間の住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工した既存木造住宅
- ・地上階数が2以下、および延べ面積が200㎡以下のもの
- ・工法が次以外の木造住宅
 1. 枠組み壁工法
 2. 丸太組工法
 3. 建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法

<非木造>

費用

診断費用の2/3を補助（上限8万9千円）

例）診断費用が20万円の場合

町からの補助金
8万9千円

申請者
11万1千円

募集戸数

7戸（1人につき1戸まで）

対象（以下の要件を全て満たす住宅）

- ・町内に存する専用住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工した既存非木造住宅

耐震補強設計事業



耐震診断の結果により、耐震改修を実施する前の設計費用について補助します。

※現地建て替えに要する費用も対象です。

<木造・非木造>

費用

診断費用の2/3を補助（上限13万2千円）

例）補強設計費用が25万円の場合

町からの補助金
13万2千円

申請者
11万8千円

募集戸数

7戸（1人につき1戸まで）

耐震改修事業



耐震補強設計書に基づき行った耐震改修について補助します。

※現地建て替えに要する費用も対象です。

<木造・非木造>

費用

耐震改修費の2/3を補助（上限60万円）

※ただし、本年度中に工事が完成された場合は、耐震改修工事にかかる費用の11.5%+15万4,500円（上限56万5千円）の追加補助が受けられます。

例）200万円の工事をした場合

町からの補助金
98万4千円

申請者
101万6千円

※千円未満は切り捨て

募集戸数

7戸（1人につき1戸まで）

対象（以下の要件のいずれかの住宅）

- ・木造・一般型補強
昭和56年5月以前に建築し、耐震診断において総合評価が1.0未満と診断された木造住宅で、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事および現地建て替え工事に要する経費。
- ・木造・避難重視型補強
昭和56年5月以前に建築し、耐震診断において総合評価が0.7未満と診断された木造住宅で、上部構造評点を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事に要する経費。
- ・非木造・一般型補強
昭和56年5月以前に建築し、耐震診断においてIs値が0.6未満またはq値が1.0未満と診断された非木造住宅で、Is値を0.6以上かつq値を1.0以上とする耐震改修工事および現地建て替え工事に要する経費。

受付は、申し込みされた方から順次行います。募集件数になり次第終了しますので、早めに申し込みをしてください。



平成28年3月31日までに事業が完了できなかった場合や、補助金の交付決定前に着工（契約）したものは補助金を受けられませんので、注意してください。

問い合わせ先 防災企画課 TEL 23-4902



ひまわりこども園

■ おひな祭り会

3月3日、自分たちが作ったおひな様を飾り、おひな様にちなんだ〇×クイズやまちがい探しなどをして楽しみました。



■ お別れ会

3月6日に、年長児のお別れ会をしました。

1年間一緒に楽しんだ手遊びやダンスをしたり、プレゼント交換をしたりしました。

お昼の会食では、みんなが大好きなカレーをいただきました。

4月からは、年中児が引き継いで頑張ります。

お兄さんお姉さん、ありがとうございました。



■ 卒園式

3月19日、5歳児54名の卒園式。

証書を受け取る卒園児の姿は、希望に満ちあふれ輝いていました。

4歳児は式に参加し、0～3歳児は退場の花道を作り卒園児を送り出しました。



■ 5月の予定

1日 こどもの日のつどい

20日 お誕生日会

28日 避難訓練

29日 春の遠足

※内科・眼科・歯科の検診が入ります



和田小学校

■ 児童文集「めばえ」50号、育友会新聞「まつやま」100号を発行しました。

昭和42年2月に読後感想文集として発刊された「めばえ」が、このたび第50号をむかえました。

発刊当時は図書の本が少なく、児童の家族や地域の方たちが協力して本を増やしていき、本を読んだ感想文を「めばえ」にのせて子どもたちに読書を促進してきました。

先輩たちが書き続けてきた文集をこれからも続けていきたいと思えます。

また、昭和52年10月31日創刊の育友会新聞「まつやま」も、100号に至りました。

当時の育友会長の言葉に「広報紙は、一時的に何かの効果があったとか、なかったかとかいうものではなく、地道に息長く続けていくことに大切な意義がある」というものがあります。

この発刊の精神のもと、保護者と教職員の努力と協力により、今日まで続けて来られたのでしょう。

バックナンバーを紐解けば、初刊は手書きのガリ版で、第4号から活字刷りになっています。



注目するのは、第11号の昭和55年7月に「窓外に見える庭園」として校庭が完成したことを記している記事です。

校庭は、子どもたちに良い学校環境を備えようと、保護者の方々によって造られたそうです。

ほかに、校内音楽会で華々しく披露されている母親コーラスは、「コーラスを楽しむ会」から始まり、ボランティア活動として老人ホームを訪問していることも記載されています。

現在、ときわ寮や地域の高齢者の方々を招待する形として、その精神は引き継がれています。

人が環境をつくり、環境が人を育てる姿が伝わってきます。

学校・家庭・地域が「まつやま」を通じて繋がってきたのだと思います。

和田小学校発展の歴史、「まつやま」にあり。

これからも変わらぬご支援どうぞよろしくをお願いします。



■ 5月の予定

24日 春の大運動会



松原小学校

■ 体験入学

こども園や他の保育園から入学を予定している27名のみなさんが、体験入学を行いました。

1年生が、子どもたちが楽しい時間を過ごし小学校の雰囲気を楽しんでも味わってもらえるように、頑張って準備をしました。

4月に新しい仲間が元気に入学することを、全校児童が心待ちにしていました。



■ お別れ会

3月6日に、6年生を送る会を開催しました。卒業生との思い出を作ることとお世話になったお礼を兼ね、5年生が楽しいゲームを企画し、みんなで遊びました。

その後、6年生一人ひとりに手作りの記念品を贈りました。



最後に、在校生全員でアーチを作りその中をくぐってもらい、卒業を祝いました。

■ 卒業式

3月23日、森下町長をはじめ沢山の来賓や保護者の方々から祝福を受け、33名の児童が卒業をしました。

別れの言葉では、それぞれの夢や目標を披露し、未来に向けての決意を述べました。

本校で過ごしたことを忘れず、努力したことに自信を持って、卒業生たちは巣立っていきました。中学校からは進路が分かります。

それぞれの学校で力一杯努力し、成長してください。



■ 5月の予定

8日 交通安全教室
24日 運動会

松洋中学校

■ 転任・退職・新任教員紹介

このたびの異動で、崎山武司先生が御坊中教頭に、初井麻衣先生が由良中に、久堀哲平先生が南部中に、土生幸太郎先生が清流中に転任、楠本弘子先生が退職されました。

また、新しく、大成中から小畑仁志先生、南部中から間野祐樹先生、泰地裕美先生、丹生中から山崎将司先生、新卒の小森優歩先生が着任しました。

今年度も教職員一丸となって頑張ります。

■ 平成27年度 前期生徒会役員決まる

会 長	森本 晃仁 (3年)	
副会長	小川 航大 (3年)	西崎 文彩 (3年)
書 記	宮井 康貴 (2年)	和田 桃華 (3年)
会 計	巽 貴大 (2年)	松永 瑠花 (2年)

この役員たちが、松洋中学校をリードしてくれることを期待します。



■ 5月の予定

19日 歯科検診 9時～
21日 中間テスト時間割発表
避難訓練 (地震・津波)
28・29日 中間テスト
31日～ 3年生修学旅行 (6月2日まで)
(3年生のみ、6月3日は振替休業)

■ よもやま話

今年度も50名の新入生を迎え、全校生徒は155名となりました。

この数は40年程前と比べると、3分の1ぐらいです。各学年2クラスで、1クラス25～28名になります。本校では、毎年学力向上の取り組みを検証しながら改善をしており、本年度もより一層充実させていきたいと考えています。

また、教科指導、部活指導についても人数は少なくなりますが、その分きめ細かな指導に心掛けたいと思います。生徒数が減少しても、楽しく充実した学校生活を送れる、活気ある松洋中学校にしたいものです。

今年度も「文武両道」を目指して努力していきます。保護者の方や地域の方のみなさん、ご協力をよろしくお願いします。

周知の埋蔵文化財包蔵地内における 工事等の手続きについて

■ 工事等（新築・改築・土木工事等）をする場合の事前相談・照会

工事等を計画される場合には、事前に工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるかどうかを確認する必要があります。

周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるかどうかは、『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』により確認してください。

『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』は、町教育委員会で閲覧、または県ホームページで公開しています。

工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。

埋蔵文化財包蔵地の確認

・ 県教育委員会ホームページで閲覧

和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図URL

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>

・ 町教育委員会で直接閲覧

工事等予定のわかる地図(住宅地図など)を用意し、中央公民館までお越しください。



■ 工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合の手続き

工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地内に該当した場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出を行う必要があります(文化財保護法第93条第1項)。

この間、工事の着工はできません。

なお、届出書は町教育委員会を經由して県教育委員会に提出し、工事内容等を検討したのち次のいずれかを指示します。

①確認・発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

②工事立会

工事箇所を、町教育委員会および県教育委員会の担当職員が立会い、必要に応じて記録の保存を実施します。

③慎重工事

包蔵地内であることを認識して、文化財に影響を与えないよう慎重に工事を実施してください。

工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し、町教育委員会に連絡してください。

また、届出時と掘削範囲や掘削深度が変更になる場合は、再度届出が必要となります。

■ 提出書類

届出に必要な関係書類は次のとおりです。

①埋蔵文化財発掘の届出（指定の様式）

②土木工事を行う位置図・付近見取図

③土木工事等の概要書類・図面

（土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面など）

※提出部数 2部



町体育協会年間事業計画が 決まりました

- 4月19日(日)
●第8回 吉原公園スポーツ大会
(ゲートボール大会、ソフトテニス大会)
- 5月31日(日)
●第30回 町民ソフトボール大会
- 6月21日(日)
●第31回 町民ビーチボールバレー大会
- 6月28日(日)
●第22回 町民グラウンド・ゴルフ大会
- 8月 2日(日)
●第59回 町長杯争奪野球大会
- 11月29日(日)
●第39回 町民卓球大会
- 12月 6日(日)
●第41回 美浜マラソン大会
- 12月13日(日)
●第10回 町民ソフトバレーボール大会
- 1月10日(日)
●成人式祝賀 第54回 町駅伝競走大会
- 2月11日(木・祝)
●第8回 ファミリースポーツ大会
- 3月12日(土)
●第37回 町民バドミントン大会
- 3月13日(日)
●平成27年度 優秀スポーツ賞授与式

町民ソフトボール大会 参加者募集

- 開催日** 5月31日(日)
予備日・6月7日(日)
- 場所** 第1・2若もの広場
- 集合** 午前8時15分
- 開会式** 午前8時30分
(第1若もの広場)

参加資格 町内在住・在勤または住民登録を有する、中学生以上の者。

申込締切 5月22日(金)
午後5時15分まで



問い合わせ先 中央公民館 TEL 22-7309

かつらぎ藻の花句会抄

磯開きフノリ大黒かつぎかな	旅の宿昨日は聞かず今初音	若布干す風が運ぶや磯の香を	古着良し火の粉浴びたしお水取り	転倒にめげずマラソン春の風	捨てられし灌漑池や鴨遊ぶ	白は浮き紅梅闇に沈みけり	火の海の三月十日生きのびし	ひひなの手哀しきまでに細きかな	やり直しきかぬ子育て返り花	幼児の歩にあわせ青き踏む
西 天涯	前川 文子	中村 栄子	橋本三沙緒	西 ひとみ	谷岡 米子	平尾 晴美	東原 京子	三橋 千代	西 悦子	西 静代



友学の森

新刊・DVD案内

冤罪凶状

澤田ふじ子（著）



5人組の武士に突如襲われた菊太郎。公事宿「鯉屋」が密かに再調査を始めた強盗殺人事件にかかわる者の仕業か。胸を打つ人間ドラマを情感豊かに描く表題作を含む全6編を収録。『ポンツーン』掲載を単行本化。

大丈夫！キミならできる！

松岡修造（著）



本気になって“自分らしさ”を見つけよう！大切な一步を踏み出すとき、勝負を挑むべきとき、何かにつまずいたときに勇気が湧いてくる、松岡修造の応援メッセージを収録。松岡修造パラパラ写真つき。

とっておき寄席！



もっと落語が好きになる！バラエティ豊かに贈るととっておきの寄席をお茶の間で。林家一門の口演5本と林家二楽の紙切りをお楽しみ下さい。彦いちの「青菜」、橘家文左衛門の「転宅」、しん平の「焼肉屋」などを収録。

超高速！参勤交代



江戸期、八代将軍・吉宗の時代。小藩・磐城国湯長谷藩の金山略奪を狙い、江戸幕府が「5日以内に参勤交代しなければ藩を取り潰す」と無理難題を吹っ掛ける。金も時間も無い湯長谷藩。参勤交代を果たし、無事に藩を守れるのか。

5月休館日

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

○で囲んだ日が休館日です。
休館日は月曜日・祝日・月末などです。
開館時間は午前9時30分～午後6時です。

今月のおはなし会

- ・ 5月9日（土）
- ・ 午前10時～午前10時30分
- ・ 中央公民館 研修室
- ・ 幼児・児童を対象とした「森のオアシス」による絵本・紙芝居の読み聞かせです。
- ・ 毎月第2土曜日に開催しています。



…子育てつどいのへや… ひまわりこども園

「近くに遊び友達がいない」「子育てに疲れた」などの不安やストレスを感じていませんか？

そんな時は子育てつどいのへやに来て、おしゃべりをし、楽しいひとときを過ごしましょう。

今年度もいろいろな遊びを紹介し、子育てのヒントとなるような情報も伝えていきたいと思っておりますので、たくさんの方の利用をお待ちしています。

スタッフ紹介

所長 竹本 浩子

中林 純子

1年間よろしくお願いします



5月の予定

- 12日（火） ふれあい遊び
- 19日（火） ベビーマッサージ
- 26日（火） 公園で遊ぼう（浜ノ瀬緑地公園）



3月はこんなことをしたよ



お買い物ごっこ
どれにしようかな？と
迷うほどたくさんの
品物があったよ。

大きくなったね

手品を見たり、
豆腐入り白玉団子
を作ってもらって
食べたりしました。



問い合わせ先 ひまわりこども園 TEL 22-3650

お知らせ

忘れず納付！ 軽自動車税

5月末日が納期限となる町税は、軽自動車税全期分です。

納税通知書（納付書）の発送は、5月初旬を予定しています。

6月1日までに納めてください。

（5月は末日が日曜となるため、翌日が納期限となります）

■ 納期限までに納められなかった場合

納期限後20日を経過すると督促状が發送され、督促状1通につき100円の督促手数料が加算されます。

また、次の割合で、本税とは別に『延滞金』が加算されます。

	本則	適用率 (平成27年1月1日～12月31日)	
延滞金	14.6%	※ 特例基準割合+7.3%	9.1%
納期限後 1ヶ月以内	7.3%	※ 特例基準割合+1.0%	2.8%

※ 財務大臣が告示する率（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）+1.0%

計算の結果、延滞金の額が1,000円以上になった時点で本税に加算されます。

また、1,000円以上のときは、100円未満の端数が切り捨てられます。

問い合わせ先 税務課 TEL 23-4903

普通自動車税の納期限は 6月1日です

納税は、早めに近くの金融機関、コンビニなどでお願いします。

ペイジー対応ATM、インターネットバンキング、パソコン・携帯電話からクレジットカードで納付ができます。

なお、車検時には納税証明書が必要なため、車検証とともに保管してください。

・ 普通自動車税の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が使用する自動車は、一定の要件を満たせば、申請により減免を受けることができます。

問い合わせ先

紀中県税事務所 TEL 0737-64-1259

5月のゴミ収集日

分 別	収 集 日
燃えるゴミ	(毎週) 月・木曜日 浜ノ瀬・吉原・田井畑・入山 上田井
	(毎週) 火・金曜日 三尾・和田・本の脇・新浜
(小型)プラスチックゴミ	(毎月) 第2水曜日 13日
燃えない(複雑)ゴミ	(奇数月) 第3水曜日 20日
資源ゴミ	(毎月) 第4水曜日 27日

※燃えない(複雑)ゴミは、不燃の指定袋に入れ、燃えるゴミと同じ場所に出してください。集積場所へは出さないでください。

※今月は大型ゴミの収集はありません。

※空き缶・ペットボトルは、最寄りの回収箱へお願いします。

「分別」と「リサイクル」ゴミの減量にご協力を！

問い合わせ先 住民課 TEL 23-4904

町内一斉清掃

実施日 **5月17日**

場 所 **町内各地区**

例年どおり地区ごとに実施します。

美しい町づくりのため、ご協力をお願いします。

ゴ ミ ゼロ
5月30日

5月30日を『ゴミ0』の日と定め、各家庭、各地区でのゴミの減量化に取り組んでいます。

みなさんも、5月30日は「ゴミを出さない日」として、1日を過ごしてみてください。



国体・大会をゴミ一つない和歌山で！

問い合わせ先 住民課 TEL 23-4904



児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当を受けられる方

次のような児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害のある者）を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、または母（父）にかわって養育している方です。

- ① 離婚…父母が婚姻を解消した児童
- ② 死亡…父(母)が死亡した児童
- ③ 障害…父(母)が一定の障害にある児童
- ④ 生死不明…父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 遺棄…父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 拘禁…父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ その他…母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

手当額（平成27年4月現在）

- ・児童1人の場合 全部支給 42,000円
一部支給 41,990～9,910円
- ・2人目 5,000円加算
- ・3人目以降 1人につき3,000円加算

特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を願って、障害のある児童を家庭において監護している父もしくは母、または父にかわってその児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

特別児童扶養手当を受けられる方

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方です。

手当額（平成27年4月現在）

- ・児童1人につき月額 1級 51,100円
2級 34,030円

※上記に該当される方でも手当を受給できない場合があります。

問い合わせ先 住民課 Tel 23-4904

健美操教室

今から始める、簡単・快適・健康生活！

健美操は、呼吸・精神・身体の3つの調和を基本とし、身体のバランスを整え全身の血液の流れを良くするので、気分も爽快になります！

呼吸を大切にし、ツボなどを取り入れるので足腰に負担をかけず新陳代謝を高め、体力や免疫力をアップさせる体にやさしい体操です。

毎月第3水曜日に無料で実施していますので、どなたでも気軽に参加してください。

※実施日は健康カレンダーにも掲載しています。

- 月 日 5月20日（水）
- 時 間 午後1時30分～午後3時
- 場 所 地域福祉センター3階
- 持ち物など 運動できる服装、お茶・水、タオル



問い合わせ先
健康推進課 Tel 23-4905

救命胴衣を着用しよう！

4月7日、救命胴衣の着用を呼びかける啓発看板を、紀南地区海上安全対策協議会が煙樹ヶ浜（和田）に設置しました。

除幕式には、ひまわりこども園の園児も参加してくれました。



問い合わせ先 防災企画課 Tel 23-4902

がん検診・特定健診を受けましょう！

平成26年度 美浜町の死亡死因別割合

平成26年度の町での死亡者は113名で、死亡原因は右グラフのようになっています。

1番多かったのは悪性新生物（がん）28%、次いで肺炎16%、心疾患15%でした。

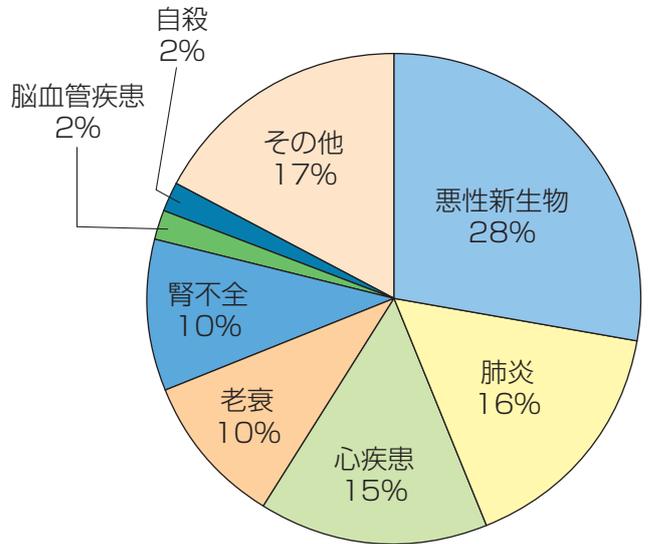
1位の悪性新生物（がん）は、「元気な時こそがん検診を受けよう～早期発見・早期治療」が重要なキーワードとなっています。

「健康に自信がある」「具合が悪くなったら病院に行くので検査は受けない」という方もいるでしょうが、がんは初期段階では自覚症状がほとんどありません。

自覚症状が出た段階では症状が悪化していることが多く、発見が遅くなるほど、治療に時間もお金も掛かります。

そのため、定期的に検診を受けましょう。

また、心疾患・脳血管疾患も、特定健診を定期的な受け、まずは自分の健康状態を知り、予防に向けて生活習慣病を見直すことが大切です。



平成27年度 集団検診日程

実施日時(受付時間)	会 場	申 込 期 間	国保特定健診	がん検診					肝炎ウイルス
				胃	大腸	肺	前立腺	乳	
6月14日(日)(午前7時30分～午前9時)	体育センター	5月7日～ 6月 4日	●	●	●	●	●	●	●
7月 5日(日)(午前7時30分～午前9時)	体育センター	5月7日～ 6月25日	●	●	●	●	●	●	●
9月15日(火)(午後1時30分～)	三尾・本の脇地区	9月1日～ 9月 7日			●	●			
9月18日(金)(午後1時30分～)	和田地区	9月1日～ 9月10日			●	●			
9月25日(金)(午後1時30分～)	吉原・新浜地区	9月1日～ 9月17日			●	●			
9月29日(火)(午後1時30分～)	浜ノ瀬・田井畑地区	9月1日～ 9月18日			●	●			
10月 2日(金)(午後1時30分～)	入山・上田井地区	9月1日～ 9月24日			●	●			
10月 6日(火)(午前7時30分～午前8時30分)	三尾風速荘	9月1日～ 9月24日	●	●	●		●		●
11月 6日(金)(午前7時30分～午前8時30分)	入山公民館	10月1日～10月28日	●	●	●		●		●
11月 8日(日)(午前7時30分～午前9時)	体育センター	10月1日～10月28日	●	●	●	●	●	●	●

6月から医療機関で各種健診を受けることができます！

実施期間 6月1日～平成28年3月31日

(受診券および案内は、4月下旬に個人宛へ送付します。)

受診の際は、希望される医療機関に電話予約をし、受診券を持参してください。

問い合わせ先 健康推進課 TEL 23-4905

みんなで健診を受けよう！
目指そう！健康寿命の長い町

総合健診のお知らせ



実施日	場所	当日受付時間	申し込み期間
6月14日(日)	体育センター	午前7時30分～午前9時	5月7日～6月4日
7月5日(日)			5月7日～6月25日

健診名	内容	対象年齢	健診料
国保特定健診	身体計測・医師の診察・血圧測定・血液検査 心電図・尿検査	国民健康保険に加入している40歳以上	600円
生活習慣病健診		39歳以下	600円
胃がん検診 (バリウム検査)	レントゲン撮影・血液検査(ペプシノゲン検診) ※40・45・50歳の方は、ピロリ菌検査も実施	40歳以上	700円
肺がん検診	レントゲン撮影・喀痰検査		無料
大腸がん検診	便潜血検査(2日分)		400円
前立腺がん検診	血液検査(PSA)	50歳以上の男性	300円
乳がん検診	視診・触診 乳房レントゲン検査(マンモグラフィ)	40歳以上の女性	500円
肝炎ウイルス検診	血液検査 (C型肝炎ウイルス検査およびHBs抗原検査)	40歳以上で、今まで受診したことがない方	無料

- ・国保特定検診以外は、医療保険の種類に関係なく受けることができます。
- ・70歳以上(平成28年3月31日時点)の方の検診費用は、すべて無料です。
- ・受診希望者は、健康推進課へ申し込みをしてください。



総合健診のお得な情報

■ 40・45・50歳の方は無料でピロリ菌検査！

平成28年3月31日時点での年齢が40・45・50歳の方で、胃がん検診を受診される方にはピロリ菌検査を無料で実施します。

ピロリ菌の有無により、将来胃がんなどにかかりやすいかどうかを知ることができます。

■ 若いときから健診習慣を！

40歳未満の方は、健康保険の種類に関わらず、国保特定健診と同様健診を受けることができます。

また、生活習慣病健診の他にも、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診を受けることができます。

問い合わせ・申し込み先 健康推進課 TEL 23-4905

こころの健康相談

不眠、うつ、統合失調症、アルコール依存症、認知症、ひきこもりなど、こころの不調でお困りではありませんか？

御坊保健所では、精神科医による相談日を月に2回設けています。

1人で悩んでいる方、家族のことでお困りの方など、気軽に相談してください。



■ 健康相談日程

5月	6月	7月	8月	9月
13日(水)	10日(水)	8日(水)	5日(水)	9日(水)
26日(火)	23日(火)	28日(火)	25日(火)	15日(火)

火曜は午後2時～／水曜は午後1時30分～

※完全予約制です。

日程が変更になることがありますので、必ず問い合わせをしてください

まず、精神保健福祉相談員や保健師が話を聞き、その上で日程などを調整させていただきます。

問い合わせ先 御坊保健所 保健福祉課 TEL 24-0996
役場 健康推進課 TEL 23-4905

受けないなんて、もったいない！

～特定健診・がん検診を受けて健康と賞品をGet！しよう！！～



御坊保健所と各市町（御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町）では、住民のみなさんに楽しみを持っていただきながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、平成23年度から『ヘルスポイント』を設けています。

特定健診や各種がん検診、また保健所や市町が実施する健康づくり事業に参加する毎にヘルスポイントが貯まり、一定ポイントを集めて応募すると、抽選で自動血圧計やふるさと特産品・ギフトカードなどが当たります。

参加対象

40歳～74歳の方

ポイント対象

- ① 特定健診
 - ② 胃がん検診
 - ③ 肺がん検診
 - ④ 大腸がん検診
 - ⑤ 子宮頸がん検診
 - ⑥ 乳がん検診
 - ⑦ 保健所・各市町が指定する健康に関するイベント
- ※①～⑥は各3ポイント、⑦は1ポイント



賞品

- A賞 自動血圧計 10名様
 B賞 ふるさと特産品 100名様
 C賞 ギフトカード 100名様
- ※賞品は予告なく変更になる場合があります。
 あらかじめご了承ください。

方法

対象年齢の方にヘルスポイントカードを発行します。ポイント対象①～⑦の受診・参加毎に健診機関および、健診会場にてポイントカードに確認印を押し、ポイント加算をします。

男性で9ポイント以上、女性で12ポイント以上集めると応募できます。

応募締め切り

平成28年1月29日（金）

抽選

平成28年2～3月に御坊保健所にて実施

当選者への通知

抽選後、当選者本人に直接連絡します。

問い合わせ

- ・ヘルスポイントに関すること
御坊保健所保健福祉課 TEL 24-0996
- ・特定健診・がん検診に関すること
役場 健康推進課 TEL 23-4905

国民年金 ～保険料の免税制度について～

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除などが承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。

ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	納付	若年者納付猶予 (学生納付特例)	納付
老齢・障害・遺族 基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の 計算に...	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。(平成21年4月以降の免除期間)
 ・全額免除の場合…2分の1 ・4分の3免除の場合…8分の5
 ・半額免除の場合…4分の3 ・4分の1免除の場合…8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

問い合わせ先 田辺年金事務所 TEL 0739-24-0432
 住民課 TEL 23-4904



こんにちは

美浜町地域包括支援センターです！

膝が痛い、腰が痛い…
足腰が弱っていませんか？

大好評につき
3期生募集！

腰痛・膝痛予防教室 参加者募集

町では、平成23年度から和歌山県立医科大学整形外科の先生指導のもと、誰でも簡単にできる腰痛・膝痛予防健康体操の教室を実施しています。

これまでに約150名が参加し、約7割の方が現在も教室や自宅で体操を行っています。

体操を続けた効果

「腰痛・膝痛がよくなった」
「体力がついた」
「こころも元気になった」
「接骨院に行く回数が減った、通院しなくてもよくなった（接骨院等にかかる医療費が減った）」

この機会に膝が痛くてお困りな方、腰に違和感がある方、腰痛や膝痛にならない生活をお望みの方はぜひ参加してください！

★参加者には『腰痛・膝痛健康体操DVD』をプレゼント！

事前講演会

5月20日 午前9時30分～

教室実施日（全8回）

6月17・24日（※）
7月1・15・22日（※）
8月5・19日
9月2日

教室実施時間

午前9時30分～
（※6月24日・7月22日は、午後1時30分～）

教室の内容

体力測定・腰痛膝痛健康体操・健康講座・個別相談

場所

美浜町地域福祉センター

対象者

概ね65歳以上の方（要介護認定を受けていない方）

定員

20名

教室申込締切

5月29日（金）まで（先着順）



問い合わせ・申し込み先 美浜町地域包括支援センター TEL 23-4905

5月の教室の日程は、以下のとおりです。

元気はつらつ教室

今月の教室のテーマは「ウォーキングフォームをチェックしよう！」です。

日 程	場 所	時 間	内 容
11日(月)	地域福祉センター	午後1時30分～	森林浴ウォーキング
25日(月)	体育センター	午後1時15分～	紀の国和歌山1万人健康リレーウォーク

*参加費無料 申し込み等の必要はありませんので、気軽に参加してください。

*概ね65歳以上の方が対象です。運動しやすい服装でお越しください。

問い合わせ先 美浜町地域包括支援センター TEL 23-4905

地域巡回いきいきサロン

地域での交流を目的に各地区でサロンを行っています。身近な場所で行いますので、みなさんお誘い合わせお越しください。

日 程	場 所	時 間	内 容
1日(金)	吉原西集会場	午後1時30分～	血圧測定 大正琴 ちちろこ会 演芸部
15日(金)	和田東会場		
18日(月)	上田井集会場		
20日(水)	浜ノ瀬住民会館		

*参加費無料 申し込み等の必要はありませんので、気軽に参加してください。

問い合わせ先 美浜町社会福祉協議会 TEL 23-5393

美浜サークル紹介コーナー



美浜少年 剣道クラブ

指導者 岸本 和之さま



概要

創立から50年以上続く、歴史あるクラブです。

武道は「礼に始まり、礼に終わる」というように、剣道を通して、まずは礼儀を知り、大きな声で挨拶ができる人間になってほしいと思っています。

また、厳しい稽古によって、体力・技術の向上、自分に負けないための心、しんどい中でも頭を使い考えさせることで集中力・判断力が身につくとも考えています。

子どもたちにとっては厳しく感じることもあるかと思いますが、これからも愛情を持って、指導していきたいと思っています。



主な活動

稽古は松洋中学校武道場の1階にて、毎週月・水・金の週3日、午後6時30分～8時まで行っています。

現在、中学生5名・小学生12名の剣士が、先生方の指導のもと、日々技と心を鍛えています。

礼儀他正しく、元気に！をモットーとし、体だけでなく稽古や試合を通して仲間の大切さ、責任感、プレッシャーに打ち勝つ強い心を日々の稽古で鍛錬しています。



将来に向けて

剣道といえば冬の寒い日に裸足で稽古をして、夏の暑い日でも「面・小手・胴・垂れ」の防具をまとい叩かれて痛い、危ないといったマイナスなイメージが先に出てくる方が多いとは思いますが、しかしそれ以上に学ぶこと、得るものがたくさんあります。

暑い日も寒い日も稽古をすることにより心身が鍛えられ、厳しい稽古と一緒に耐え抜く中で出来た仲間との絆は一生の財産です。

なお、5月10日午後1時～松洋中学校武道場にて体験会を行いますので、剣道を1度見てみたい、1度竹刀に触れてみたいなど、興味のある方はぜひ足をお運びください。

クラブ員一同心からお待ちしております。

・連絡先(会長・堂前)

TEL 23-1518

町長通信

4月7日に、紀南地区海上安全対策協議会が作成しました、自己救命策啓発の大型看板除幕式がありました。

場所は養護老人ホーム付近の県道沿いで、春とは思えない寒い中、ひまわりこども園の園児が可愛く元気よく式に参加し花を添えてくれました。

ありがとうございました。

また、自己救命策啓発といえば堅いイメージですが、自分の命は自分で守ろう、釣りの時などはライフジャケットを着用しようという看板です。

これからは過ごしやすく、活動的になる季節。

みなさん、車ではシートベルトを、磯釣りなどではライフジャケットをと、自分で出来ることを是非実行していきましょう。

私自身、若い頃に日本赤十字社の水上安全法の講習を受けたことがあります。

水はとても楽しいものですが、10センチの水でも口を塞がれたらとても危険であると教わったことを思い出しました。

どうかみなさん、事故のないよう細心の注意を払い、安全管理に務めてください。

さて、今年も煙樹海岸キャンプ場がオープンし、春の部は5月6日までとなっています。

毎年、京阪神を中心に多くのキャンパーで賑わいを見せています。

みなさんも、今年のゴールデンウィークは煙樹ヶ浜の風を浴びながら、ご家族やお友達と一緒に思い出作りをしてはいかがでしょうか。

夏の部は、7月25日～8月16日までの予定です。

森林浴を楽しみ、潮騒を聞きながら、日々の忙しさを忘れゆっくり過ごしてみるのもいいものです。

みなさんのお越しをお待ちしています。

広報みはま 発行／美浜町役場

和歌山県日高郡美浜町和田1138-278 TEL 0738-22-4123

広報はホームページでもご覧いただけます。http://www.town.mihama.wakayama.jp/

この広報誌は再生紙を使用しています。

